

発行 (社)日本経営士会 千葉支部 <http://keieishi-chiba.org/>

支部長 西村 豊 〒275-0022 習志野市香澄5丁目1-17

事務局 副支部長 鈴木伸一 編集/校正 中野周行

平成25年3月26日発行

第93号

2012年12月26日に発足した第2次安倍内閣は重厚な布陣を敷き、財政政策、金融政策、成長戦略の「3本の矢」で、最優先課題とするデフレ脱却に向けて発進した。要因の所在は明確ではないものの2013年に入り為替に関しては「円安」に大きく振れ、世界的にみても株価が上昇基調にある。これからの政策が、本当の意味でデフレ脱却に向けてためられることとなるであろう。期待して見守っていきたい。

千葉支部 第58回定時報告会開催のお知らせ

千葉支部定時報告会を下記の要領で執り行います。会員諸氏にはぜひご出席願います。

日時： 平成25年5月11日(土)

報告会 15:00~16:30

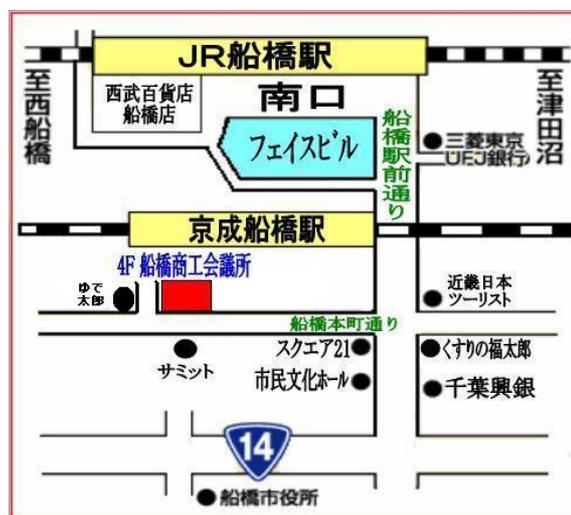
懇親会 17:00~19:00

場所： 船橋商工会議所 〒273-8511 船橋市本町1-10-10

TEL 047-432-0211

■ JR 船橋駅南口より徒歩5分

(*詳細は後日メール等にてご連絡申し上げます。)



会議・研究会開催報告

■ 幹事会

第10回 幹事会

平成24年12月15日(土) 13:30~15:00

場 所 船橋中央公民館

参加者 西村 豊、林 久雄、山田 一、鈴木伸一、山下恭司、大久保 篤、新見健司、金子昌夫
榎田國男、鶴岡義明

議 題

- (1) 経営革新アドバイザー活動の計画
- (2) 診断実務研修の取り扱い
- (3) その他
 - ・来年度の計画の意見徴収
 - ・今年度の幹事会スケジュール変更について

第11回 幹事会

平成25年1月26日(土) 13:30~15:00

場 所 船橋中央公民館

参加者 西村 豊、林 久雄、山田 一、鈴木伸一、山下恭司、大久保 篤、金子昌夫、中野周行
鶴岡義明、鈴木ブロック理事

議 題

- (1) 次年度の活動計画案
- (2) 経営革新アドバイザー活動の進め方
- (3) 経営士補養成講座の進め方
- (4) その他
 - ・コンサル研究会ホームページコンテンツの追加について
 - ・1月度理事会報告(鈴木ブロック理事)
 - ・今年度の幹事会スケジュール変更について

第12回幹事会

平成25年2月23日(土) 13:00~15:00

場 所 船橋市 勤労市民会館 小会議室

参加者 西村 豊、林 久雄、山田 一、鈴木伸一、山下恭司、大久保 篤、鈴木弘道、金子昌夫、
中野周行、大塚亜喜雄、鶴岡義明

議 題

- (1) 次年度の活動計画案
- (2) 経営革新アドバイザー活動の進め方
- (3) 経営士補養成講座の進め方
- (4) その他

■コンサルティング研究会

2012年12月 第11回、第12回コンサルティング研究会実施報告

平成24年度第11回、12回コンサルティング研究会議事録

報告者：日本経営士会千葉支部 幹事 大久保 篤

平成24年度第11回コンサルティング研究会

開催日時：平成24年12月2日(日) 15:30～18:00

開催場所：千葉市生涯学習センター3F 第2研修室

参加者：稲村和彦、若月英司、児玉充晴、岩野邦久、大久保 篤

平成24年度第12回コンサルティング研究会

開催日時：平成24年12月22日(土) 15:30～18:00

開催場所：千葉市生涯学習センター地下1F アナウンスブース

参加者：若月英司、児玉充晴、大久保 篤

議題及び内容：

コンサル研のホームページ作成について

1. 確認事項

- ・ホームページの対象は千葉県のクライアントに限定する。
- ・クライアントからのアクセスは①コンサルティングサービス、②困りごとの内容、③経営課題のテーマの3つの項目から各専門サイトページのコンテンツへの誘導を図り問合せ率を高める。
- ・公式ページの表題には千葉支部の公式ページへのリンクをはる。
- ・公式ページは HOME、困りごとの内容、経営課題、支援メニュー、チーム紹介、お問い合わせの6ページの構成とする。

2. 取り決め事項

- ・次回は千葉支部の鈴木副支部長に参加いただき、千葉支部 HP のサーバー利用、お問い合わせのメールアドレス、その他テクニカルな問題点を検討する。
- ・次回は写真撮影を実施する。
- ・遅れている専門サイトは各担当が次回までに作成する。
- ・次回は児玉会員から本 HP について本部高橋副会長と打ち合わせた結果を報告する。

以上

2013年1月 第13回、第14回コンサルティング研究会実施報告

平成24年度第13回、14回コンサルティング研究会議事録

報告者：日本経営士会千葉支部 幹事 大久保 篤

平成24年度第13回コンサルティング研究会

開催日時：平成25年1月13日(日) 15:30~18:00

開催場所：千葉市生涯学習センター3F 小会議室

参加者：稲村和彦、若月英司、児玉充晴、岩野邦久、鈴木伸一、林堯夫、河井成夫
大久保 篤

平成24年度第14回コンサルティング研究会

開催日時：平成25年2月3日(土) 15:30~18:00

開催場所：千葉市生涯学習センター3F 小会議室

参加者：林堯夫、岩野邦久、若月英司、児玉充晴、稲村和彦、大久保 篤

議題及び内容：

1. コンサル研のホームページ作成について

(1) 確認事項

- ・トップページおよび各ページのヘッドにメンバーの写真を載せる。
- ・グループ名は経営支援専門チームに変更する。
- ・個人情報保護規定を加える。
- ・千葉支部ホームページのサブドメインとして公式ページをアップロードする。
- ・公式ページのリンク元から各自のホームページにリンクするように相互設定する。

(2) 取り決め事項

- ・千葉支部ホームページへのアップロードは鈴木副支部長にお願いする。
- ・サブドメイン開設・作成の費用は予算範囲内で行う。

2. 経営士補養成講座の配布パンフレットについて

- ・2月18日に本部で児玉会員が説明予定のパンフ資料について、作成の基本的考え方内容等を検討した。現会員のアンケート調査により、年齢構成やニーズ把握が先決等の意見があった。

以上

■研修会

2012年11月 月例研修会

報告者：日本経営士会千葉支部 副支部長 山田 一

開催日時：平成24年11月24日（土） 15:00～17:30

開催場所：船橋市中央公民館

テーマ：中小企業経営力強化支援法に関する講演

講師：関口 恒会員

参加者：鶴岡義明、榎田國男、大塚亜喜雄、金子昌夫、中野周行、鈴木伸一、大久保 篤
山下恭司、林 久雄、西村 豊、鈴木 健（神奈川県会）、山田 一

（講師含む 13名）

今月は、関口恒氏に話しをして頂きました。同氏は、長年、金融機関に勤務され、色々なノウハウをお持ちの方です。現在、注目されております来年3月で金融円滑化法打ち切り後の対策に関して、現状、今後の動き等を一部披露して頂きました。

講義された内容は、サブタイトルとして“認定経営革新等支援機関の現場から”と題して、実際に同氏が携わっている経験を通したものでした。以下、関口会員の研修内容のポイントを紹介します。

1. 中小企業経営力強化法

【背景】

- (1) 中小企業の経営課題の、多様化複雑化
 - 専門性の高い支援が必要
- (2) 内需が減退する中、海外での事業活動円滑化
 - 資金調達の円滑化

【法律の概要】

- (1) 中小企業の経営力強化を図るため、中小企業支援機関を認定し支援活動を実施
- (2) ものづくり産業のみならず、高付加価値型産業（クールジャパン）の海外展開促進のための資金調達の円滑化

【措置事項の概要】

- (1) 中小企業の経営課題への対応
 - 事業計画の策定・実行支援
 - 経営力の強化
 - ① 中小企業支援機関の認定を通じた 質の高い支援を実施
 - ② 中小機構の専門家派遣等による協力や保証付与による資金調達支援
 - ③ これらにより、質の高い事業計画策定 と経営力の強化を図る
- (2) 中小企業の海外展開への対応
 - 資金調達支援
 - 承認又は認定を受けた計画に支援

2. 中小企業経営力強化法への対応

金融庁の「金融円滑化法」終了に伴い、国と民間が連携しその対応していく。

【国の対応】

中小企業庁は、「経営力強化支援法」における認定機関による、中小企業支援ネットワーク強化事業を整備、強化。【知識サポート・経営改革プラットフォーム】を構築し中小企業を支援。

【民間の対応】（認定経営革新等支援機関として）

(1) 「中小企業等に対する金融円滑化対策の総合的パッケージ」（平成 21 年 12 月 4 日施行）

↓

「中小企業の経営支援のための政策パッケージ」（平成 24 年 4 月 20 日施行）

- ①金融機関の出口戦略（金融円滑化法終了に向けて）
- ②コンサルティング機能の強化

今回の講演は、日本経営士会もこの認定支援機関申請を提出しており、今後力を入れていくプロジェクトです。皆さん真剣なまなざしで聞き入っておりました。関口氏の講演の後は、既に本部で当プロジェクトに取り組んでおります山下恭司会員より経営士会の動向等より具体的な説明があり、千葉支部も今後取り組んでいくべき重要な活動となることを、改めて認識いたしました。 以 上



2012年12月 月例研修会

報告者：日本経営士会千葉支部 副支部長 山田 一

開催日時：平成24年12月15日（土）15:00～17:30

開催場所：船橋市中央公民館

テーマ：研究会活動中間報告及び環境経営に関する講演

講師：コンサルティング研究会、農業観光研究会リーダー、環境経営士：島川会員

参加者：鶴岡義明、島川憲夫（神奈川県会）、山本和宏、関口 恒、榎田國男、鈴木伸一、金子昌夫
山田一、山下恭司、西村 豊、林 久雄、大久保 篤、山田一（以上12名）

4月より24年度活動が始まり、11月末までの活動報告及び来年度に向けての活動予定等を各研究会のリーダーから報告をして頂きました。その後、環境経営研究会より千葉県下における環境状況の現状を島川会員より説明を受けリーダーの林会員より、今後環境に関して千葉支部会員だけでなく他支部も含めた活動が出来ればという話しも出ました。

研究会活動中間報告

- ・コンサルティング研究会
- ・農業観光研究会
- ・環境経営研究会

環境経営研究会による、千葉県の環境報告

- ・放射能汚染、農産物、土壌、水等の県下での現状を詳細に説明

その後、恒例の千葉支部の忘年会を居酒屋「天狗」で行われ、新しく会員となられた関口、山本両氏を含め懇親を深めるひと時の時間を過ごしました。

以上



2013年1月 月例研修会

報告者：日本経営士会千葉支部 副支部長 山田 一

開催日時：平成25年1月26日（土）15:00～17:30

開催場所：船橋市中央公民館

テーマ：印刷業の業態変革推進

講師：中野 周行 会員

参加者：鈴木伸一、林 久雄、高野充昭、山下恭司、金子昌夫、西村 豊、鶴岡義明

八代 稷、山田 一、鈴木 宏(ブロック長)(以上11名 講師含む)

平成25年に入って最初の研修会となりました。

今回は、企業内経営士として現役で活躍されています、中野周行会員に日々の業務の経験から印刷業界に対して、経営士としての視点から実態と今後の動向に関して話して頂きました。中身の濃い話を聞き出席者は皆得るものがあつたようです。講演の概要は、次のようなものでした。

1. 急速にデジタル化が進む中、印刷業会はその業態の変革が迫られている。

まずは、マクロな視点から、印刷業を取り巻く環境変化を考察していく。

・プリント環境とワークフロー

従来の紙による情報伝達から電子媒体(デジタルテレビ、PC、携帯端末)への代替が進んでいる。

・次世代企業コミュニケーションの今のトレンドは変化している。

- ① 業主導から、生活者主導へ
- ② “to C”から”with C”のマーケティングへ
- ③ ”モノを買う“から、”コトを買う“時代へ)

・従来の予算づくりから PDCA 型予算づくりへ

コスト意識の醸成により、スモールスタートで事業の成功確率をあげていくことが重要である。

・社会環境の変化と紙の流れに注目が必要

法律やルールの変更や規制緩和には大きなビジネスチャンスが潜んでいる

・デジタルメディアから紙への流れ<ソーシャル・メディア>

メディア構造の変化にも、大きなビジネスチャンスが潜んでいる。

2. 印刷業界はニーズの変化にどう対応していくか。あらたに生まれているコンテンツを中心に紹介。

・紙の流れを変えるビジネスモデル

- ① 電子書籍、携帯端末によるビジネスモデルの転換が進んでいる
- ② フォトブックや各種デジタルコンテンツの浸透

・写真文化の移り変わり

フィルム→デジタルカメラ→デジタルプリントへと完全に移行が終了し、デジタルデータを駆使したあらたなコンテンツが生まれている。

事例1 ブログ連動型、ウエディングマガジン

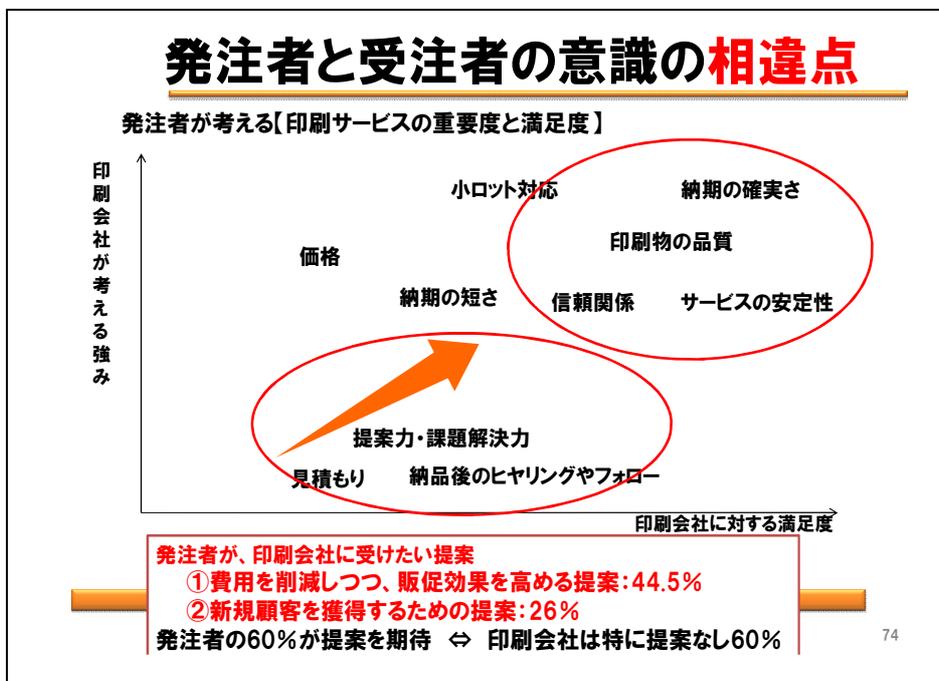
事例2 各種フォトアルバム

事例3 販促名刺の紹介

事例4 デジタルの特性を生かした販促ツール

印刷業界も、従来の印刷物の注文を受ける業から、「情報発信型の印刷物」への対案型営業に移りつつあるようです。このことは、印刷業界のみならず、あらゆる業界に求められているものであり、皆さん納得した成果のある月例研修でした。

以上



ウェディング
～ふたりの大切な日を1冊に～



家族
～わが子の成長記録～



旅行
～旅の感動を1冊の本に～



スポーツ
～汗と涙の奮闘記～



「経営士」及び「経営士補」養成講座の運用規約

次年度の支部活動の柱として「経営士補養成講座」があります。千葉支部では、経営士補養成講座を進めるにあたり、みなさまより講師を募集しようとしております。その一環として事前に本部制定の実施要領をご案内いたします。

「経営士」および「経営士補」養成講座における運用規約（2012年11月20日修正）

1. 目的

「経営士」および「経営士補」養成講座の運営方法に関して、必要な事項を定める。

2. 養成講座の運営に関する諸規約

項目	経営士	経営士補
受講対象者	①大学卒業程度以上の学識と経営管理の実務経験5年以上有する者。 ②中小企業経営者・幹部等 ③プロコンを目指す者	①大学卒業程度以上の学識と経営管理の実務経験3年以上有する者。 ②中小企業後継者・管理者等 ③将来プロコンを目指す者
内容	経営管理に関する高度な専門知識を駆使して、中小企業等を支援できる応用能力、実践能力の養成を主眼とする内容。 (本部実施プログラムを参照)	各分野の基本知識の習得を主眼とする内容。 (本部がプログラム案を参照)
時間	コア授業 60 時間以上	コア授業 30 時間以上
主催	原則として、本部が主催し、本部が運営する。 起案支部は、総研へ企画書および収支予算書を提出し、了承を得る。実施後は、実施報告書及び収支決算書を提出し、了承を得る。 * 総研運営委員はそれぞれについて理事会に報告する。	原則として、本部が主催し、「経営士総合研究所」（以下「総研」という）の承認を得て、支部が運営する。
受講料基準	150,000～200,000 円の範囲内で設定する	50,000～70,000 円の範囲内で設定する。
修了所定基準	原則として、所定時間の80%以上受講し、養成講座修了試験に合格した者に修了証書を交付する。80%に満たない者は補講を行うなど運営責任者（支部長等）の判断に委ねる。	
修了者への特典	養成講座修了者は、経営士または士補資格試験のうち、筆記試験を免除される。	
講師謝金等支給基準	講師謝金:時間あたり 10,000 円	手伝い手当て:日当たり 8,000 円
入会助成金	入会者1名につき 40,000 円（入会金の50%）	入会者1名につき 15,000 円（入会金の50%）
講師の選定	運営責任者（支部長等）は、一定レベルの講師を会員または会員外から選定する。支部で講師を充足できない場合は、本部が支援する。	

3. 本細則の適用

平成25年4月1日より開講する養成講座より適用とする。

金融円滑化法の終了（2013年3月31日）

金融円滑化法とは？

記憶にある方も多いかと思いますが、2008年秋以降のリーマン・ショックに伴う景気低迷に対し、中小企業を倒産の危機から守るため、当時の亀井静香議員らが中心となり、その保護策を強く訴えた。金融庁はこれを受け、資金繰りなど厳しい状況にある中小企業者や住宅ローンの借り手を支援するため、2009年12月4日、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（中小企業金融円滑化法、以下、円滑化法）」を施行した。

その内容は、金融機関が、返済に支障の出るおそれのある中小企業者や住宅ローンの債務者の負担軽減申し入れに対し、できる限り貸付条件の変更や返済猶予を行うよう努めることなどとした法律である。

当時は、11年3月末までの2年間の時限立法として制定され、施行され、広く活用された。

金融庁は、回収困難な債権となるか否かの判断基準となる貸出条件緩和債権の判断基準が緩和を目的に彼らが作成していた金融検査マニュアルおよび監督指針等を改正し、中小企業者が経営改善画を策定、または、策定する見込みがあるときは、貸出条件変更に応じて貸出条件緩和債権とはならないとした。

さらに、円滑化法では、政府が信用保証制度の充実等を講じるとし、2010年2月15日には、ほぼ全ての業種が信用保証協会から満額の保証を受けられる「景気対応緊急保証制度」が導入された。

このように施行された金融円滑化法は、世界的な経済危機や東北震災等で低迷する国内の中小企業市保護のため延長が繰り返され、金融庁の推計では累積で300万件（1社で複数の申し込みも可）以上の申し込みがあり、その内、90%以上の申請が認められるに至り、年間5000件近い倒産を抑制したとされる。

しかしながら、この支援策も2013年3月末をもって終了を迎えることとなった。

金融円滑化法の終了に向けて

金融円滑化法の期限切れが国内の中小企業の活力を削ぎ、本法案によって支えられていた多くの中小企業を再び倒産の危機にさらさないための「出口戦略」として新たな救済策を打ち出した。その一つが「中小企業経営力強化支援法」である。

国が中小企業の経営を支援する専門家を認定し、幅広く「支援の担い手」をつくり、危機に瀕する中小企業の支援を拡大させるのがねらいである。

社団法人 日本経営士協会の取り組み

会員諸氏の皆様におかれましては、既にご存知の方も多くおられるかと思いますが、日本経営士会では中小企業の支援を強化するうえでも国の認定機関に選出されるべく活動を実施し、その認定を受けるに至りました。次項ではその内容に関し、詳しくお伝えします。

以上

経営支援アドバイザー

会員諸氏の皆様におかれましては、既にご存知の方も多くおられるかと思いますが、あらためまして経営支援アドバイザーの取り組みに関しましてお知らせいたします。

経営士協会では関係者の積極的な活動が功を奏し、経営革新等支援機関としての認可を受けることができました。その概略を簡単に記載いたします。詳しくは経営士総合研究所までご確認いただけますようお願いいたします。

社団法人 日本経営士会として経営支援アドバイザー機構に認定を受ける

(経営士総合研究所資料より抜粋)

本会はこの度「中小企業経営力強化支援法」に基づき、経営革新等支援機関として、中小企業庁より以下の通り「認定」され、12月22日、中小企業庁のホームページに掲載されましたのでお報せします。

1. 認定期日： 平成24年12月21日
認定番号：241221-260
2. 認定を受けたことにより本会は、中小企業の経営力強化のための支援活動を経営革新支援アドバイザーと一緒に以下の通りの支援活動をいたします。
 - (1) 経営革新申請書の作成支援と申請書の承認以降のフォローアップ
 - (2) 経営改善計画の作成と以降の支援

■用語解説

①. 『経営力強化支援法』とは

平成21年9月に成立した「金融円滑化法」の出口戦略として平成24年8月30日施行された法律で、行きづまりの予想される中小企業に対して「認定経営革新等支援機関」を活用して中小企業の経営力の強化支援を図ろうとする法律です。

②. 『認定経営革新等支援機関』とは

税理士、弁護士、会計士、診断士、経営士等士業関係者の能力とスキルを取り込み、不安定な中小企業を実践的に多様化と活性化を図る機関として、活躍を期待される機関です。中小機構を通して、中小企業に専門家の派遣を可能とするものです。

③. 『経営支援アドバイザー』とは

本会で経営革新支援アドバイザー養成講座を受講し、最終修了試験に合格した者で経営士総合研究所に登録した会員をいう。

社団法人 日本経営士会の取り組み

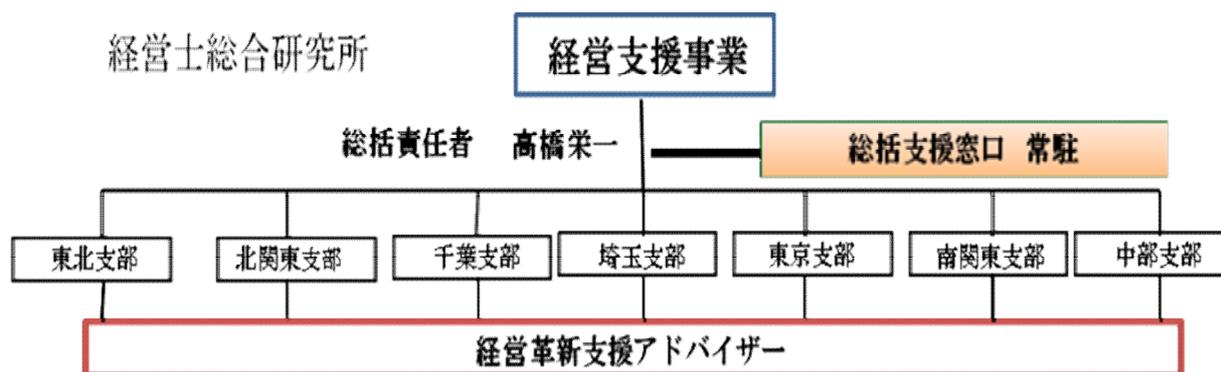
経営士総合研究所の運営委員である山下恭司会員の資料から要点を抽出し説明します。

1. 経営士総合研究所（高橋栄一所長）を立ち上げ、認定支援機関として活動していく。

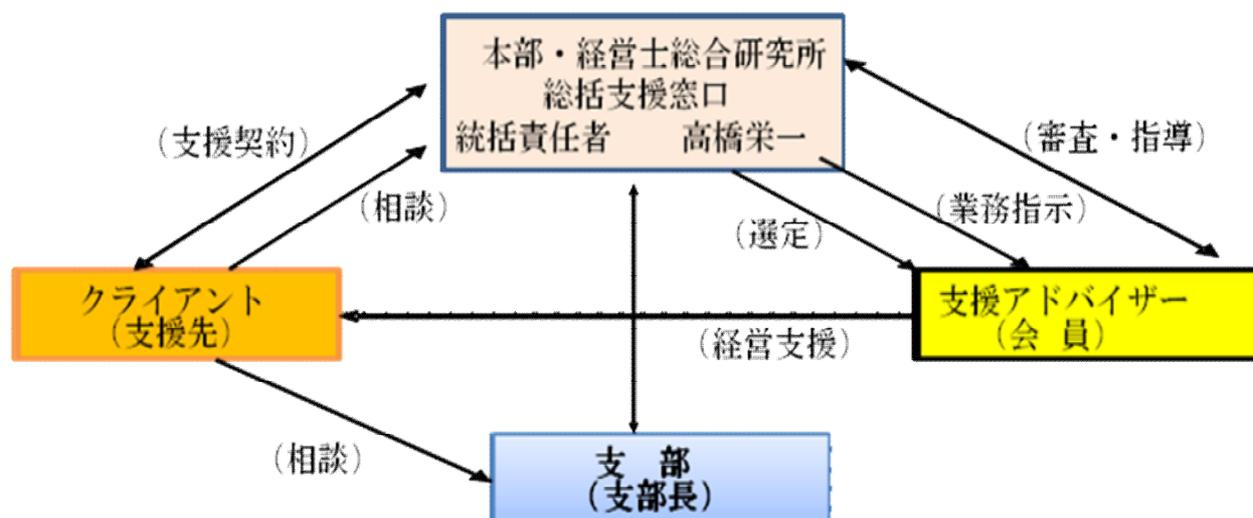
～経営士総合研究所が目指すもの～

- (1) 経営相談： 経営革新申請書・改善計画書の作成支援 の相談など
- (2) 業務推進体制： 経営支援に関する責任体制の明確化
経営革新支援アドバイザー等登録会員との連携
- (3) 支援者の教育： 経営革新支援アドバイザー養成と フォローアップ
会員の認定支援機関への移行支援
- (4) 知見機関との連携：税理士、弁護士、社労士などと連携
- (5) 認定支援機関等との連携：案件受注先が期待できる機関と連携する。

2. 経営士会と本部の関係



「経営士総合研究所」が行う支援業務は、「総研規約」に基づき責任体制を明確にする。



3. 経営革新支援アドバイザー登録要件

登録を希望される方で、下記の条件の一つに該当する正会員の方が対象です。

- ① 経営革新支援アドバイザー養成講座を修了した 正会員
- ② 国が実施する経営革新等支援機関認定の研修を 修了した正会員(修了証書の提出要)
- ③ 経営革新計画の申請書を1件以上作成した正会員
(実施支援対象企業から受けた証明書の提出)
- ④ 総研所長が案件処理に必要と認めた正会員

4. 受注から計画書作成までのフロー

経営改善計画書	経営革新申請書
1. 引き合い・相談	同左
2. 受託に向けた事前調査	同左
3. 費用見積もり	同左
4. 契約（経営支援契約・機密保持契約）	同左
5. アドバイザーの人選	同左
6. アドバイザーへの業務指示書の発行	同左
7. アドバイザーからの契約書の提出	同左
8. 実態調査・ヒアリング	同左
9. 経営診断・分析	同左
10. 経営トップとの確認作業	同左
11. 金融機関等との事前打ち合わせ	県の窓口担当者との事前打ち合わせ
12. 本部審査	同左
13. 金融機関への計画書提出	県の窓口への計画書の提出
14. 改善計画書の受理	革新計画書の受理
15. 支援活動終了	同左
16. 謝金の支払い	同左

5. 経営革新支援を受ける中小企業のメリット

1. 金融機関、信用保証協会から優遇金利が受けられる。

金融機関	0.2%の金利優遇
政府系	0.4%の金利優遇
信用保証協会	0.2%の金利優遇
2. 技術・知財管理などの高度な経営課題について、中小機構から専門家の派遣アドバイスを3回まで無料で受けられる。
3. 社員のモチベーションが上がり、業績回復が期待できる。
4. 金融機関や社会からの評価が上がる。

以上

一般社団法人への移行について

すでにご案内のとおり、昨年秋に一般社団法人への移行確認申請書を内閣総理大臣に提出し公益認定委員会の審査を受けてきました。

その後、2月中旬に公益認定委員会により「法に規定する認可基準に適合すると認めるのが相当である」として、内閣総理大臣あてに答申書が出されました。

今後、内閣府による最終審査を経て3月中旬ごろまでには認可が下りる見込みです。

これにより、日本経営士会は、4月1日にて一般社団法人への移行手続きを行う予定です正式に移行登記が終了した後、改めて会員各位にお知らせします。

専務理事 鶴岡義明

(平成25年3月1日発行の“経営に知恵と革新”マネジメントコンサルより)

上記、鶴岡専務のマネジメントコンサルへの掲載記事にもありますように、この支部報が会員の皆様のお手元に届くころには一般社団法人へと移行していることと思います。

昨年、11月に行われました千葉支部の幹部会におきましても、西村支部長から一般社団法人移行時の活動方針本部案が共有されました。詳しくは、5月の定時報告会でもお話が出るかと思いますが、現時点での新たな活動方針(案)のアウトラインをお知らせいたします。

一般社団法人後の活動方針(案)

持続可能な組織づくりを実施する

公益目的支出に年間350万円相当を公益事業に支出する(2800万程度)

経営士養成講座は東京、近畿で実施する

経営士補養成講座は各支部で実施する。毎年1回実施。

環境経営士養成講座は支部で実施する。

コンパクトエコの展開。

経営確信アドバイザー事業。

2012年11月 千葉支部幹事会にて

また、一般社団法人への移行に伴い、規程集も一般社団法人 日本経営士会としての規程集が新たに制定されています。

4月1日以降に会員の皆様に何らかの方法で規程集がおくられるか思いますので一読願えますようお願い申し上げます。

【一般社団法人 日本経営士会 規程集】

以上

平成24年度を振り返って

千葉支部の会員諸氏におかれましては、本支部報の冒頭でもお知らせしました5月11日に行われます定時報告会にて詳細の報告があるかと思いますが、本項では平成25年3月23日千葉支部幹事会にて西村支部長より報告された内容をもとに、簡単に千葉支部の24年度の活動内容を振り返ります。

平成24年度期初の報告会におきまして、千葉支部は次の3つのテーマを掲げました。

- ① 千葉県内の地域振興への積極的な協力を通して地域の貢献活動を推進する。
- ② 経営コンサルタントとしての資質向上を図りながら対外的な経営相談を展開していく。
- ③ 人口減少、少子高齢化等の社会情勢に伴い、千葉県における医療、介護福祉などの問題に対して行政や民間企業への支援活動を通じて安心して暮らせる地域社会づくりに貢献する。

過去1~2年、県庁をはじめ、県内の中小企業支援機関や県会議員を通じて日本経営士会の知名度向上を目的に地域活動への参画への意思表示を行って参りました。その結果が徐々に実を結び、23年度、24年度と、中小企業基盤整備機構から受託した会計セミナーを船橋商工会議所とのタイアップで実施してまいりましたことや、23年度イノベーションアワード表彰で最優秀賞に輝いた「いすみ鉄道」様との共催でいすみ市において「能楽とオペラの共演」というイベント開催し、まちおこしに大いに貢献しました。また、ホームページから初めて経営相談の受託をしたことなど、具体的な活動成果が徐々にあらわれ始めました。

今後も、会員の皆様のご協力、ご支援のもと、魅力ある日本経営士会を目指し、活動して参ります。



メールアドレスを変更した際は、広報担当 鈴木 (shin_suzuki@nifty.com) まで、新しいメールアドレスをお知らせください。メール未着の場合は、封書による再送ができない場合がございます。その際は支部報を支部ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードをお願いします。

記事ご協力をお願い

記事、投稿をお待ちしております。ご協力お願いいただける方は広報担当 鈴木までお送りください。

TEL : 090-5446-2808 FAX : 04-7133-1303

MAIL : shin_suzuki@nifty.com